POINT

患者はあらかじめ医療機関(病院等)で医師の診察を受け、鍼灸師等の施術に関する「同意書」の交付を受ける必要があります。同意書に基づく療養費の支給が可能な期間は6カ月です。

- ※あんま・マッサージ・指圧の変形徒手矯正術の場合、同意書に基づく療養費支給可能期間は1カ月です。
- ※施術期間が6カ月を超える場合、医師による再同意書の交付が必要です。

償還払い

患者が施術所で全額を支払い、後日健保組合へ 療養費を申請する



(被保険者等)



- ②施術料全額(10割)を 支払い、領収証を受領
- ③1 カ月単位で療養費支給申請書を 作成し申請

添付 書類

- □医師の同意書
- □施術費の領収証
- □施術報告書



施術者

(鍼灸師等)

④審査のうえ、療養費(7割または8割)を支払う

※審査により、「保険適用と認められない」と判断された場合は、 全額自費となります。

健康保険が適用されるのは下記の場合のみです

はり・きゅうの場合

慢性病で、医師による適当な治療手段が ない場合に限り健康保険が使える

対象となる疾病

神経痛・リウマチ・頸腕症候群 五十肩・腰痛症・頸椎捻挫後遺症

※神経痛・リウマチ等と同等の慢性的な痛みを主な症状とするものについては、上記以外でも認められることがあります。

あんま・マッサージ・指圧 の場合

医療上、マッサージを必要とする 症状に限り健康保険が使える

対象となる症状

筋麻痺・筋萎縮・関節拘縮 など

※ただし、可動域の拡大等、症状の改善を目的としていること。

◎保険医が交付する施術への「同意書」が必要です。疲労回復・慰安・予防を目的とする施術は保険適用の対象外となります。また、同一疾病の治療やマッサージを同時に医療機関で行っている場合も対象外となります。

2019年 4月より

患者が施術料を全額支払い、 これまでは、 患者が施術者に 療 後日健保組合へ 養費の受領の代理を承認する 療養費の申請を行う 「代理受領払い 「償還払い を採用していましたが、2019年4月からは、 (立替払い)」 に変わります。

